

防衛装備庁艦艇装備研究所が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長 櫻井 慎二

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、別添の契約希望申請書により申し込みに必要な書類を添付して、分任支出負担行為担当官防衛装備庁艦艇装備研究所総務課長あてにご提出ください。

- ア 航空機製造事業法（昭和 27 年法律第 237 号）第 2 条の 2 又は武器等製造法（昭和 28 年法律第 145 号）第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が一者に限られる航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達
- イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が一者に限られるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの
- ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が一者に限られる防衛装備品に係る一般輸入調達
- エ 企業が試作請負業務（研究試作を除く。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が一者に限られるもの（開発に係る試作請負業務（研究試作を除く。）において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。）
- オ 複数の構成部品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成部品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの
- カ 研究開発に係る試作請負業務に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が一者に限られる場合
- キ 過去 2 カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できる者が一者に限られ、防衛省所有資料や一般に公開されている資料等だけでは調達できないもの

なお、本公示の掲載番号 28-17 から 30-3 は再公示である。

添付書類：対象契約一覧表
契約希望申請書

新規参入の申し込みに必要となる提出資料（掲載番号 28-17、28-21～23、28-26、29-5～6、30-1～3、1-1）

- 1 資格審査結果通知書（写し）
- 2 技術的要件を満たしていることを証明する資料
- 3 体制等を証明する資料
- 4 作業従事予定技術者の一覧表

新規参入の申し込みに必要となる提出資料（掲載番号 28-24、29-4、1-2）

- 1 資格審査結果通知書（写し）
- 2 技術的要件を満たしていることを証明する資料
- 3 体制等を証明する資料
- 4 下請（予定）企業一覧表（上記 2～3 項を満たしていること。）

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
28-17	自律型水中航走式機雷探知機の性能確認試験のための技術支援(その3)	カ	H28.3.29	自律型水中航走式機雷探知機(その2)の試作契約での成果を継承し、当該調達で必要となる試作品の機能、性能、構造及び取扱方法に関する技術及び知識を有することを証明できること。	防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課調達係 03-5721-7005 内線7060～7063
28-21	スノーケル発電システムの性能確認試験のための技術支援(その1)	カ	H28.6.13	スノーケル発電システム(その2)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる本試作品のスノーケル発電装置のうちスノーケル発電装置周辺装置(試験用)のうち試験用周辺装置のうち排気管装置模擬装置、SCC模擬装置、SCSS模擬装置、模擬負荷・模擬信号装置及び遮音用器材及び試験用補助装置(機関台、敷板)並びにその関連装置に関する性能、機能に関する知識・技術を有すること。	
28-22	スノーケル発電システムの性能確認試験のための技術支援(その2)	カ	H28.6.13	スノーケル発電システム(その2)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる本試作品のうちスノーケル発電装置のうち潜水艦用ディーゼル発電機(発電機を除く)、ディーゼル発電制御装置、ディーゼル発電機操作盤及びスノーケル発電装置周辺装置(試験用)のうち試験用周辺装置のスノーケル模擬装置及び試験用補助装置(機関台、敷板を除く)並びにその関連装置に関する性能、機能に関する知識・技術を有すること。	
28-23	スノーケル発電システムの性能確認試験のための技術支援(その3)	カ	H28.6.13	スノーケル発電システム(その2)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる本試作品のうちスノーケル発電装置のうちスノーケル発電装置のうち潜水艦用ディーゼル発電機(発電機)及びディーゼル発電機操作盤並びにその関連装置に関する性能、機能に関する知識・技術を有すること。	
28-24	潜水艦用ディーゼル発電機オイルミストディテクタ取付作業	カ	H28.6.13	スノーケル発電システム(その2)の試作契約での成果を継承し、本試作品のうち潜水艦用ディーゼル発電機に、本試作品の機能・性能を損なうことなく、オイルミスト計測装置の取り付けを行うことができる知識・技術を有すること。	
28-26	低シグネチャ艦艇技術の性能確認試験のための技術支援(その1)	カ	H28.8.25	低シグネチャ艦艇技術(その2)の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる、ノイズキャンセル手法に関する技術及び知識等を有することを証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
29-4	将来三胴船基礎技術の性能確認試験(疲労試験(2))の支援作業等役務	カ	H29.3.16	将来三胴船基礎技術の研究試作のうち構造強度評価用模型を用いた疲労試験等に必要な調整、機能・作動確認等の作業を行うため、当該試作等についての機能、性能及び構造に関する技術及び知識を有することを証明できること。	防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課調達係 03-5721-7005 内線7060～7063
29-5	静粛型魚雷用動力装置の性能確認試験に係る技術支援	カ	H29.5.25	静粛型魚雷用動力装置(その1)の研究試作契約での成果を継承し、当該試作品の試験に必要な整備、運転等の作業を行うため、機能、性能、構造等に関する技術及び知識を有することを証明できること。	
29-6	低シグネチャ艦艇技術の性能確認試験のための技術支援(その1)	カ	H29.8.28	低シグネチャ艦艇技術(その3)の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な、ノイズキャンセル手法に関する技術及び知識等を有することを証明できること。	
30-1	長期運用型UUVシステム構成要素の性能確認試験のための技術支援	カ	H30.5.29	長期運用型UUVシステム構成要素(その2)の研究試作の契約成果を継承し、当該試作品の試験に必要な操作・計測等の作業を行うため、機能、性能、構造等に関する技術及び知識を有すること。	
30-2	水中音響通信ネットワークの性能確認試験(水中音響通信中継伝送試験)のための技術支援	カ	H30.11.6	水中音響通信ネットワーク(その2)の研究試作のうち制御/評価装置1改、制御/評価装置2改及び水中通信装置2改の構造、機能、性能及び取扱方法に関する知識並びに技術を有すること。	
30-3	潜水艦内空気清浄技術の性能確認試験のための技術支援	カ	H30.11.22	潜水艦内空気清浄技術の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な、VOC除去装置(陸上確認用)及びVOC除去装置(実艦確認用)に関する知識等を有すること。	
1-1	先進アクティブソナー技術の性能確認試験のための技術支援	カ	R1.5.10	先進アクティブソナー技術の研究試作の契約における成果を継承し、当該調達に必要な、先進アクティブソナー技術の研究試作の取り扱いに関する技術及び知識を有することを証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	提出先 (問合せ先)
1-2	先進アクティブソーナー技術の性能 確認試験のための事前準備作業及 び準備撤収作業	カ	R1.5.10	先進アクティブソーナー技術の研究試作の契約における成果を継承し、当 該調達に必要となる、先進アクティブソーナー技術の研究試作の取り扱い に関する技術及び知識をすることを証明できること。	防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課調達係 03-5721-7005 内線7060～7063

契 約 希 望 申 請 書

年 月 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長 櫻 井 慎 二 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

当社は、常続的公示〇〇〇第 号（〇〇．〇〇．〇〇）に掲載の、

掲 載 番 号：
該 当 す る 契 約：

について、別添のとおり関係資料を添付しますので、契約相手方に指名されることを希望します。

- 添付書類：
- 1 資格審査結果通知書（写し）
 - 2 技術的要件を満たしていることを証明する資料
 - 3 体制等を証明する資料
 - 4 作業従事予定技術者の一覧表

契 約 希 望 申 請 書

年 月 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長 櫻 井 慎 二 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

当社は、常続的公示〇〇〇第 号（〇〇．〇〇．〇〇）に掲載の、

掲 載 番 号：
該 当 す る 契 約：

について、別添のとおり関係資料を添付しますので、契約相手方に指名されることを希望します。

- 添付書類： 1 資格審査結果通知書（写し）
2 技術的要件を満たしていることを証明する資料
3 体制等を証明する資料
4 下請（予定）企業一覧表（上記2～3項を満たしていること。）